

『2013年版 司法試験 完全整理択一六法 行政法』  
お詫びと訂正

以下の箇所には誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年8月20日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
100	4行目	行政庁は、不利益処分 の決定をするときは、 第24条第1項の調書 の内容及び同条第	行政庁は、不利益処分 の決定をするときは、 第24条第1項の調書 の内容及び同条 <b>第3 項の報告書に記載 された主宰者の意 見を十分に参酌し てこれをしてし なければならない。</b>	2013. 7. 30
102	「二 聴聞と弁 明の機会の付与 の差異」の図表 中、「弁明の機 会の付与」の「 口頭意見陳述権 」の欄	行政庁が認めた <b>時 (20 I)</b>	行政庁が認めた <b>とき (29 I)</b>	2013. 07. 02

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
67	下から 8 行目 「…争わ れた事件 がある。」 の後に判 例追加	記載無し	<p>▼東京都段ボール小屋撤去事件（最決平 14. 9. 30・百選 104 事件）</p> <p>事案：地下道上の路上生活者が設置した段ボール小屋を道路管理者である都が撤去した際、これに抵抗したXらが威力業務妨害罪で起訴された。本件訴訟では、威力業務妨害罪の業務としての要保護性があるかが争われた。</p> <p>決旨：段ボール小屋撤去作業は公共目的であるのに対し路上生活者は不法占拠者であり、これらの者が段ボール小屋の撤去によって被る財産的不利益も僅かであること、事前の周知活動によって予告もされていたし、代執行手続では相手方や目的物の特定に困難を来し実効性に乏しかったことから、本件作業はやむをえない事情に基づくものであって、要保護性を失わせるような法的瑕疵があったとは認められない。</p>	2012. 8. 31

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
100	4行目	行政庁は、不利益処分 <sup>の</sup> 決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第	行政庁は、不利益処分 <sup>の</sup> 決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条 <b>第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。</b>	2012. 8. 27
65	下から1行目	⇒ <b>第1編 行政法総論</b> 第6章 即時強制	⇒ <b>第2編 行政作用法</b> 第6章 即時強制	2012. 10. 2
130	下から6行目	……第16条第2 <b>稿</b> の機関並びに……	……第16条第2 <b>項</b> の機関並びに……	2012. 10. 25